

公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当機構では、「男女職員の仕事と生活の調和を応援すること」を目標とし職員全員が働きやすい環境整備を図ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得率を60%以上とする。

<対策>

- 令和7年7月～ 男性の育児休業取得に関する情報を再周知する
- 令和8年1月～ 管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う（毎年1回実施）
- 令和10年4月～ 性別に問わず、育児休業取得の意識向上及び取得しやすい環境を整備する

目標2：全社員のひと月あたりの平均残業時間を45時間未満とする。

<対策>

- 令和7年7月～ ノー残業デーの更なる周知
- 令和7年8月～ 管理職を対象とした業務改善化に関するヒアリングを実施し時間外労働の課題共有
- 令和7年9月～ 長時間労働是正に関するトップメッセージの発信
- 令和8年1月～ 部署毎に業務効率化の施策を検討し、実施する
- 令和8年2月～ 毎月の各部長への時間外労働報告に加え、個人でもリアルタイムに自身の時間外労働の状況を容易に把握できるよう、システムの改修を行う
- 令和11年4月～ 部署毎の残業時間削減実績の好事例を機構内で共有する

目標3：管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を40%以上にする。

<対策>

- 令和8年1月～ 男女公平な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う
- 令和8年2月～ 係長研修において、キャリアアップへの意識啓発を目標としたプログラムを追加する
- 令和10年4月～ 管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する